

下記のとおり公募型プロポーザルを行いますので、公告します。

令和 7 年 3 月 4 日 [\(令和 7 年 4 月 2 2 日に一部修正\)](#)

豊田市長 太田 稔彦

1 事業名

末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業（賃貸借）

2 事業の概要

(1) 概要

本市が所有する公共施設に設計、施工及び維持管理業務を含む包括リース方式によって太陽光発電設備を設置し、運転管理及び維持管理等を行い、平常時の電源として利用することで温室効果ガス排出量を削減する。

(2) 履行期間

履行期間のうち、準備期間及び賃貸借期間は次のとおりとする。

ア 準備期間 契約締結日の翌日から令和 8 年 2 月 1 9 日（木）まで

イ 賃貸借期間 令和 8 年 2 月 2 0 日（金）から令和 2 5 年 2 月 1 9 日（木）まで

3 提案限度額

3 4 6 , 6 1 7 , 0 0 0 円（消費税込み）

4 応募者の要件

応募者は、リース事業者を含めた複数の企業の共同体（以下「グループ」という。）とし、本プロポーザルの参加表明時に、そのグループの代表事業者を含む構成員（以下「構成員」という。）を明らかにすること。各構成員が以下の役割を分担するものとし、リース役割及び施工役割を必ず含むこと。

(1) リース役割 市との契約等諸手続を行い事務遂行全般の責を負う。

(2) 施工役割 施工に関する業務を全て実施する。

(3) その他の役割 上記（1）及び（2）以外で本事業に必要とされる事業を実施する。

※ グループの代表事業者は、リース役割を担当する事業者とする。

※ 構成員は、本業務に係る提案を行う他のグループの構成員となることはできないものとする。

5 参加資格要件

(1) 各構成員の共通要件

各構成員は、次に掲げる条件を全て満たす者であること。

ア 公告日において、令和 6 ・ 7 年度の豊田市競争入札参加資格を有する者であること。

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 第 1 項又は第 2 項の規定に該当する者でないこと。

- ウ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てをしている者でないこと。
- エ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市から入札参加停止又は入札参加保留の措置を受けていない者であること。
- オ 参加表明書の提出日から当該案件の契約の相手方の決定までの間、本市と豊田警察署の間で締結している「豊田市が行う事務及び事業からの暴力団排除に関する合意書」に規定する排除の対象となる法人等に該当する者でないこと。
- カ このプロポーザルに参加表明書を提出しようとする者の間に、別表に定める資本関係や人的関係がない者であること（資本又は人的関係に該当する者同士が辞退する者を決めることを目的に当事者間で連絡を取ることは、特に問題ありません。）。

(2) グループの代表事業者（リース役割）の要件

公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

- ア 愛知県内の本店・支店・営業所又は事業所が、令和6・7年度の豊田市競争入札参加資格者の名簿に登録されている者
- イ 令和2年4月以降、屋根置き型太陽光発電設備のリース契約実績の合計額が税込金額1億円以上である者（官民を問わない。）

(3) 施工役割を担う構成員の要件

公告日において、次に掲げる条件を満たす者であること。

平成31年4月以降、屋根置き型太陽光発電設備設置工事で、1件当たり400万円以上の履行実績を有する者（官民を問わない。）

6 事業全体スケジュール（予定）

令和7年

3月 3日（月）	業者選定審査会による方式の決定
3月 4日（火）	事業実施の公告、公表、公募の開始、業務説明資料等の交付開始
3月17日（月）	一次質問の受付期限
3月24日（月）	一次質問の回答
4月 2日（水）	参加表明書の受付期限
4月 7日（月）	参加資格確認通知書の送付
4月 9日（水）	二次質問の受付期限
4月15日（火）	二次質問の回答
4月25日（金）	提案書等の提出期限
5月12日（月）	ヒアリング実施及び選考委員会開催
5月13日（火）	部局長による最優秀提案者の決定、選考結果通知
5月26日（月）	業者選定審査会による優先交渉権者の決定、優先交渉権者による現地調査、詳細協議等開始
5月27日（火）	選考結果の公表
7月11日（金）	賃貸借契約内容、設計図面・構造調査報告書、補助金交付申請書の提出期限、現地調査結果に基づいた最終見積の徴収期限
7月18日（金）	契約締結

令和8年

2月20日（金） 賃貸借開始

7 業務説明資料等の交付

- (1) 交付開始 令和7年3月4日（火）から
- (2) 交付場所 豊田市ホームページでデータを公開
- (3) 交付内容
 - ア 実施要領
 - イ 仕様書（案）
 - ウ 別紙1～3（対象施設一覧、評価基準、予想されるリスクと責任分担）
 - エ 提出様式（様式第1号～第9号）
 - オ 提案書（記入例）
 - カ 内訳明細書（記入例）
 - キ 豊田市公共施設再生可能エネルギー発電設備設置事業費補助金交付要綱
 - ク 契約約款（案）
 - ケ 情報セキュリティに関する覚書（案）

8 施設図面等資料の請求

施設図面等資料については、以下の手続きに従い、請求すること。

- (1) 対象資料
 - ア 施設の建築図面、電気設備図面、構造計算書、耐震診断書（すべて PDF 形式）
 - イ 直近1年間の電気使用量実績データ（エクセル形式）
- (2) 請求期間 令和7年3月4日（火）から同年4月25日（金）まで
- (3) 請求手続き 電子メールで豊田市役所環境部環境政策課計画担当へ請求
 - ※電子メールの件名は、「施設図面等資料の請求（末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
 - ※対象資料にない資料の閲覧を希望する場合は、施設見学時に施設で図面を閲覧すること。

9 参加表明書の提出

- (1) 提出期限 令和7年4月2日（水） 午後5時
- (2) 提出方法 電子メールで豊田市役所環境部環境政策課計画担当へ提出（提出期限必着）
 - ※電子メールの件名は、「参加表明書の提出（末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (3) 添付資料
 - ア 参加表明書（様式第1号） ※代表事業者名で提出
 - イ グループ構成表（様式第2号）
 - ウ 構成員の委任状（様式第3号）
 - エ 5参加資格要件（2）イ及び（3）の証明書

10 参加資格確認通知書の送付

- (1) 通知期限 令和7年4月7日（月）
- (2) 通知方法 参加表明書提出者に電子メールにて行う。

11 質問の受付及び回答

- (1) 受付期限 一次受付期限：令和7年3月17日（月） 午後5時
二次受付期限：令和7年4月9日（水） 午後5時
- (2) 受付方法 様式第4号（エクセル形式）を電子メールで豊田市役所環境部環境政策課計画担当へ送付（受付期限必着）
※当該様式第4号によりがたい場合は、任意様式で作成し、添付すること。
※電子メールの件名は、「質問（末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (3) 回 答 以下期限までに参加者へ電子メールにて行う。
一次受付質問回答：令和7年3月24日（月）
二次受付質問回答：令和7年4月15日（火）

12 施設見学

対象施設の見学の方法は、以下のとおりとする。

- (1) 申込方法 施設ごとに、別紙1の記載に従い、申し込み。
※決定した日程を、様式第5号（エクセル形式）に入力して豊田市役所環境部環境政策課計画担当へ電子メールで報告。電子メールの件名は、「施設見学日程報告（末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (2) 見学期間 令和7年3月4日（火）から同年4月25日（金）まで

13 提案書等の提出書類

- (1) 提出期限 令和7年4月25日（金） 午後5時
- (2) 提出場所 豊田市役所環境部環境政策課計画担当（環境センター1階）
- (3) 提出方法 持参又は郵送（提出期限必着）
様式第7号、第8号及び第9号については、電子メールでも送付すること。
※電子メールの件名は、「提案書様式の提出（末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業）」と記載すること。
- (4) 提出書類 ア 提案書提出届（様式第6号）
イ 提案書 正本1部、副本8部 （任意様式。ただし、「14 提案書の内容」に定める一部の項目は、様式第7号によること。）
ウ 提案概要書（様式第8号）
エ 配置予定技術者の資格及び経歴書類
オ 契約実績証明書類（契約書等の写し等）及び一覧（任意様式）
（リース契約実績、太陽光工事実績、電気工事実績）
カ 見積書（任意様式）
キ 内訳明細書（必要に応じて詳細説明書も提出）（任意様式）
ク 市内業者請負額申出書（様式第9号）
ケ 機器仕様説明書
- (5) 見積に係る留意事項
ア 「13（4）カ 見積書」について、以下の条件を踏まえ、1月当たりのリース料金及び期間内の総額を記載すること。
・リース料金は、事業期間中一定とし、補助金等を活用しない場合の料金を提案すること。

ただし、契約に当たっては、豊田市公共施設再生可能エネルギー発電設備設置事業費補助金を活用することとし、交付要綱等に従い、リース料金を減額して契約すること。なお、本事業により活用できる当該補助金の交付上限額は、78,662千円とする。

- ・リース料金は、消費税及び地方消費税を含まない価格で提示すること。
- ・期間内の総額が提案限度額の6割を下回る場合は、内訳明細書に加え「詳細説明書」を提出し、価格の妥当性を説明すること。なお、詳細説明書の提出がない場合や、十分な説明がなく妥当性が認められない場合は、提案額に係る加点を0点とする。

イ 「13(4)キ 内訳明細書」について、工事費、設備費、メンテナンス費等の事業費内訳を明示すること。また、内訳明細書を用いて現地調査後の費用増減を決めるため、設備費、材料費、労務費、間接工事費、付帯工事費等の単価内訳も記載すること。

(6) その他

ア 電子メールを利用して書類を提出する場合には、添付ファイル容量が20MB以下でなければ受け付けることができないので注意すること。なお、受信確認を行うため、送信後に、提出した旨を電話連絡すること。また、電子メールの受信が確認できない場合には、当該書類は提出されなかったものとみなす。

イ 参加表明書の提出後に提案を辞退する場合は、提案書等の提出期限までにその旨を文書(様式自由)に記載し、電子メールにより提出すること。

※電子メールの件名は、「提案辞退(末野原交流館ほか 豊田市公共施設太陽光発電設備導入事業)」と記載すること。

14 提案書の内容

別紙仕様書に記

載の事業条件を満たした上で、以下の内容で作成すること。

(1) 事業管理

- ア 事業実施体制図
- イ 施工、維持管理体制(本事業に従事予定の総括責任者、配置予定技術者、担当者等)
- ウ 工事計画(設備導入工程表)
- エ 事業実施中のリスクに対する対策
- オ 事業実施に関する保証(設備の導入及び運転期間中に設定する全ての保証内容)
- カ 施設運営に対する配慮及び安全対策に関する提案(様式第7号を使用すること。)
- キ 維持管理、メンテナンス等の内容及び計画(定期点検、設備交換計画、遠隔監視の有無等)
- ク 不具合、故障及び緊急時の対応体制図
- ケ 発電効率向上策及び設備劣化対策
- コ 損害保険の補償額、適用範囲、その他の対策等

(2) 設置方法

- ア システム構成図
- イ 施設ごとの太陽光発電設備の想定設置場所、設置方法(架台等)及び検討において想定した設備仕様(寸法、重量等を含む。)(様式第7号を使用すること。)
- ウ 防水機能を維持する提案(様式第7号を使用すること。)
- エ 各施設の構造等に適した設置方法の提案(様式第7号を使用すること。)
- オ 施設周辺への配慮(様式第7号を使用すること。)

(3) 二酸化炭素排出量の削減効果

ア 施設ごとのパネル容量、PCS 容量、年間発電可能量、想定自家消費量、自家消費率及び二酸化炭素排出削減量（様式第 7 号を使用すること。）

※日射量は、NEDO（国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構）が公開する日射量データベース閲覧システム MONSOLA-20 における、施設ごとの地点（3 次メッシュ）を使用すること。

※電力の二酸化炭素排出係数は、0.459kg-CO₂/kWh とし、温室効果ガス排出削減量を検討すること。

イ パネル容量及び PCS 容量の設定に係るシミュレーションの方法

ウ 想定自家消費量の算定方法

エ 二酸化炭素排出削減に向けた具体的な提案

(4) 品質の提案

ア システム全体の発電効率（パネルの効率、PCS 自家消費量、その他電力損失等を記載）

イ 長期使用を見据えた品質管理の提案

ウ 出力保証の期間と基準値

(5) 付加価値の提案

ア 非常時・停電時のシステム構成図

イ 非常時・停電時の利用、操作方法（特定負荷への供給の有無、停電時に必要な機器の操作及び配線作業の要否等）

ウ 自立運転時に太陽光発電設備等から使用可能なコンセント数及び出力（kW）

エ エネルギーの有効活用に係る提案

(6) その他独自提案

地域貢献、環境教育等に関する提案

15 提案書に関する留意事項

(1) 提案書作成にあたっての留意事項

ア 正本を除き、副本については、業者が特定できる要素の記載については禁止とする（企業名・ロゴ等の記載）。

イ A4 版を基本とし、ページの通し番号を付すこと。一部 A3 版の使用も認めるが、その場合は三つ折りにして綴じること。

ウ A4 片面換算 15 枚以内で作成すること。なお、A3 及び A4 両面 1 枚は、A4 片面 2 枚分として計算すること。ただし、様式第 7 号により作成するものについては A3 片面で印刷し提出するものとし、提案書の枚数として数えること。

エ 文書の補完のための写真、イラスト等を用いることも可とする。

オ 提案書の提出期限後の訂正、追加、差し替え及び再提出は認めない。ただし、提案書の提出後、本市の判断により補足資料を求めることがある。

カ 言語は日本語、通貨単位は円とすること。

キ ワードプロソフト等を使用して記載する場合は、文字サイズを 12pt 以上に設定すること。

ク 上下左右に 20mm 以上の余白を設定すること。

ケ 提出できる企画は、1 提案者につき 1 案までとし、複数案の提案は認めない。また、1 案の中に複数パターンの企画が含まれる提案も認めない。

(2) 著作権等に関する事項

- ア 企画案の著作権は、原則として各提案者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、本市に帰属する。
- イ 提案者は、本市に対し、提案者が企画案を創作したこと並びに第三者の著作権、著作人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権をも侵害するものではないことを保証するものとする。
- ウ 企画案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じたときは、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ本市に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

16 ヒアリング

- (1) 開催日時 令和7年5月12日(月) 午後1時から午後5時までのうち指定する25分間
- (2) 開催場所 豊田市役所 東庁舎4階 東41会議室
- (3) 備考 ア 提出された提案書等に基づき、1者25分(説明10分、質疑応答15分)とする。なお、参加者多数の場合は、質疑応答のみとすることがある。
 - イ 出席者は4名以内とする。
 - ウ 説明は、本業務に主に携わる者が行うものとする。
 - エ 説明は提出資料のみとし、追加資料の持込みは認めない。
 - オ プレゼンテーション及び質疑応答は、参加者名を伏せて行うので自己紹介は行わないこと。
 - カ 全ての参加者のヒアリング終了後、引き続き選考委員会を実施する。
 - キ 指定された時間前に到着する場合は、控室(豊田市役所東庁舎5階 東53会議室)で案内を待つこと。

17 評価基準

- (1) 別紙2 評価基準に基づき選考委員が採点を行い、各選考委員の採点の合計で最高得点の者を最優秀提案者として特定する。ただし、あらかじめ定めた最低基準点以上の者とする。
- (2) 最高得点のものが同点の場合は、別紙2 評価基準「(2) 体制」の「ア 地元事業者の活用」の点数が高い者を、当該点数が同点の場合は評価基準「(5) その他」の「ア 地域等への貢献」の点数が高い者を、当該点数が同点の場合は評価基準「(4) 技術提案」の合計点数が高い者を、最優秀提案者として選定する。
- (3) 提案者が一者の場合でも、最低基準点に達しない者は最優秀提案者として選定しない。
- (4) 最低基準点は、180点とする。

18 選考委員

選考は、以下の5名の委員により行う。

委員長 環境部 副部長 近藤 理史

委員 愛知工業大学 教授 野澤 英希

愛知工業大学 教授 雪田 和人

建築事業推進課長 環境政策課長

地域交流課長 市民活躍支援課長

堀井 敬直 塩谷 誠

杉浦 智文 小澤 真里

19 選考結果の通知日等（予定）

- （１）選考結果通知日 令和７年５月１３日（火）
- （２）最終見積り提出日 令和７年７月１１日（金）
- （３）契約締結日 令和７年７月１８日（金）

20 業務契約等について

最優秀提案者として選定され、業者選定審査会で優先交渉権者として決定された者は、仕様書協議、現地調査等を実施した上で、賃貸借契約の内容について、市と協議が成立した場合は、当該業務契約を締結する。

（１）仕様書協議

提案内容を踏まえて、仕様書について本市と協議を行う。

（２）現地調査等

現地調査、施設管理者・施設所管課等との配置協議、設計及び設置する設備荷重に対する構造検討を行う。なお、現地調査を行う際は、各施設と協議し、施設運営に支障が出ないよう配慮すること。

（３）詳細協議

賃貸借契約について、提案内容、仕様書協議、現地調査等及び別添賃貸借契約約款を基に、次の事項について本市と協議を行う。

ア 賃貸借契約金額

※提案限度額以内であること。

※提案書、見積書、内訳明細書等の内容と、設計における選定機器、単価、その他費用等に相違がないこと。

イ 実施体制等

ウ 設計、施工計画

エ その他賃貸借契約の内容に関すること

（４）協議を踏まえた提出物

以下の提出物を、令和７年７月１１日（金）までに提出すること。

ア 賃貸借契約内容

（ア）仕様協議を踏まえた仕様書等

（イ）賃貸借物件一覧

（ウ）維持管理内容説明書

イ 設計書（配置図、立面図、平面図、単線結線図等）の案

ウ 補助金交付申請書（豊田市公共施設再生可能エネルギー発電設備設置事業費補助金）

※期限内の提出が困難な場合、市と協議し、期限の延長について承認を得ること。

※提出期限の延長をする場合においても、賃貸借開始日は原則変更しない。

※提出の見込みが立たない場合は、契約をしないものとし、それまでに要した費用は、すべて事業者の負担とする。

（５）最終見積の提出

補助金を加味した見積書を、令和７年７月１１日（金）までに提出すること。

21 その他

- (1) このプロポーザルに参加する費用の全ては、参加者の負担とする。
- (2) 手続で使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (3) 提出方法を「電子メール」としているものについて、ネットワーク障害等、電子メールによりがたい事情がある場合は、豊田市環境政策課計画担当へ連絡の上、対応を相談すること。
- (4) 次に掲げる提案は無効とする。
 - ア 本公告に示す参加資格を有しない者がした提案
 - イ 見積金額が提案限度額を超える提案
 - ウ 提案書等に虚偽の記載をした者の提案
 - エ 市が示した条件に違反した提案
 - オ 選考委員に故意に接触を図った者その他選考の公平性に影響を与える行為をした者の提案
- (5) 提出期限後は提出された企画提案書等の差替え又は再提出は認めない（本市から指示があった場合を除く。）。
- (6) 提出書類は返却しない。なお、豊田市情報公開条例（平成10年条例第34号）の規定に基づき、提出書類を公開することがある。
- (7) 優先交渉権者と本市との間で契約条件に関する協議を行い、最終的な仕様書を作成する。仕様書作成後、優先交渉権者を契約の相手方とし、見積徴取の上、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。また、この協議において、優先交渉権者からの企画提案の内容の変更は、原則として認めないものとする。
- (8) 最優秀提案者特定の日から契約締結の日までの間に次のいずれかに該当するときは、随意契約を行わない。なお、契約が不調に終わった場合は、最優秀提案者の次点の者と交渉するものとする。
 - ア プロポーザルの参加資格要件に適合しなくなったとき。
 - イ 提案に関する書類に虚偽の記載をしたことが確認されたとき。
 - ウ 契約条件に関する本市との協議が調わないとき。
 - エ 本市が最優秀提案者が本事業を遂行することが困難と判断したとき。
- (9) 前号の場合を除き、選考結果通知後の辞退は認めない。なお、受託の辞退等により本市に損害が生じた場合は、その費用を請求する場合がある。
- (10) 全ての提案者の社名、評価結果（得点）及び順位は、豊田市ホームページ等において公表する。

【問い合わせ先（提出先）】

〒471-8501 豊田市西町3丁目60番地 豊田市環境部環境政策課計画担当（環境センター1階）
電話 0565-34-6650（直通） メールアドレス kansei@city.toyota.aichi.jp

別表

資本関係又は人的関係について

(1) 資本関係	① 子会社等（会社法（平成 17 年法律第 86 号）第 2 条第 3 号の 2 に規定する子会社等をいう。②において同じ。）と親会社等（同条第 4 号の 2 に規定する親会社等をいう。②において同じ。）の関係にある場合 ② 親会社等を同じくする子会社等との関係にある場合
(2) 人的関係	① 一方の会社等（会社法施行規則（平成 18 年法務省令第 12 号）第 2 条第 3 項第 2 号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の役員（会社法施行規則第 2 条第 3 項第 3 号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合。ただし、会社等の一方が民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 2 条第 4 号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 2 条第 7 項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。 1) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。 イ 会社法第 2 条第 11 号の 2 に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役 ロ 会社法第 2 条第 12 号に規定する指名委員会等設置会社における取締役 ハ 会社法第 2 条第 15 号に規定する社外取締役 ニ 会社法第 348 条第 1 項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役 2) 会社法第 402 条に規定する指名委員会等設置会社の執行役 3) 会社法第 575 条第 1 項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第 590 条第 1 項に規定する定款に格別の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。） 4) 組合の理事 5) その他業務を執行する者であって、1) から 4) までに掲げる者に準ずる者 ② 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第 64 条第 2 項又は会社更生法第 67 条第 1 項の規定により選任された管財人（以下単に管財人という。）を現に兼ねている場合 ③ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他プロポーザルの適正さが阻害されると認められる場合	組合（共同企業体を含む）とその構成員が同一のプロポーザルに参加している場合。その他上記（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合。